

令和3年第3回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和3年3月24日（水）第2回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 萩 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也
17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好	(16名)

欠席委員 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒 場 久 和	農地調整係長 福 田 昌 子
	主任主事 星 野 昭 彦	主 事 山 内 千 明
経済部農政課	主 事 鈴 木 涼 平	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福 田 昌 子

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時03分、第3回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

5番 星野 哲朗 委員、12番 奈良部 繁雄 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は、今回は、売買4件、賃借権設定1件、計5件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができ

ないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、3番の案件が奈良茂男委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について担当地区委員の意見を求めた。

◎廣田和世委員 3番、上南摩町の売買は、以前から奈良委員が頼まれて管理していたところです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、3番について許可することに決定した。議長は、奈良茂男委員の入室を促し、3番を除く1番から5番の案件について担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子の売買は、●●さんの家のすぐ近くの水田です。●●さんは、昨年10月にやはり5,700㎡ほどの水田を3条で取得しています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎竹澤靖委員 2番、板荷の売買は新規就農になります。3月15日に●●さんご夫婦と私、福田推進委員、駒場事務局長、福田係長、山内主事で、面談を行いました。●●さんの住民票のみ、まだ埼玉県にありますが、2月から家族ですでに板荷に住んでいるということです。夏には住民票を移すと話していました。板荷の住まいは、福田推進委員の家から500m、私の家から700mと近く、また同じ自治会に所属となりました。農業にも意欲的で、問題ありません。承認をお願いします。

◎奈良部繁雄委員 4番、上石川の売買です。譲受人の●●さんは農地の集積・集約を目指しており、広域で農業に取り組みたいと考えています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、北赤塚町の賃借権設定です。●●さんはイチゴの専業農家で、認定農業者にもなっています。問題ありません。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが質問が無いため、3番を除く1番から5番の承認について諮り、3番を除く1番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説

明いたします。1番、佐目町における●●さん申請の農地改良のための一時転用については、東を道路、西を水路、南を畑、北を田に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。2番、磯町における●●さん申請の貸駐車場への転用については、東を田、西と南を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（奈良部繁雄委員）さる3月17日に、私と星野委員、駒場局長、福田係長、星野主任主事で現地調査を行いました。農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、佐目町は、農地改良のための一時転用です。隣接地より1mほど低くなっており、農業の効率化を図るための改良ということです。2番、磯町の貸駐車場への転用は、近くにある建築事業者の従業員の車が何台か路上駐車されており、近隣から苦情があるそうです。それを解消するため転用すると聞いています。問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎奈良茂男委員 1番、佐目町は、現地に行ったところ、水が表面に浮いているような状態でした。水はけが悪く、1mほど盛り土すると言っていました。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 2番、磯町の貸駐車場への転用は、事務局及び現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、南上野町における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を原野、西を山林、南を池沼、北を山林と原野に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、深程における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と北を田、西と南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

---

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（星野哲朗委員） 農地法第5条第1項の許可申請について報告します。1番、南上野町の太陽光発電設備への転用は、林のような状態になっている中にある農地です。事業地は広く125,000㎡で、その中に6,752㎡の農地があります。2番、深程も太陽光発電設備への転用です。畑は何年も耕作していないような状態で、篠竹が生えているところもありました。日当たりも良く、太陽光で有効活用されると見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木克男委員 1番、南上野町のこの場所は、ずっと耕作されていない土地で、山になっているような状態でした。特に問題はありませんので、承認をお願いします。

◎青木正好委員 2番、深程の太陽光発電設備への転用です。ここは、周りは山があり、畑もありますが、野生獣害のひどいところです。耕作されていなかったのも、太陽光になれば管理されるかなと思います。承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎竹澤靖委員 南上野町は、地図の点線が付いているところ全体が太陽光設置となるのでしょうか。

◎星野哲朗委員 125,000㎡のうち、パネルを置くのは農地部分も含め半分ほどとなります。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事） 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和3年3月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書8ページをご覧ください。新規の利用権設定が、13件、35筆、87,162㎡となっております。続いて、議案書12ページをご覧ください。更新の利用権設定が、15件、32筆、52,450㎡となっております。続いて、議案書13ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、1件、7筆、12,856㎡となっております。続いて、議案書14ページをご覧ください。所有権移転が3件、9筆、13,030

m<sup>2</sup>となっております。これら合計 32 件、83 筆、面積 165,498 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、32 番の案件が安生芳子委員の同居の親族の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めた。

◎議長は、32 番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、32 番の承認について諮り、決定した。議長は、安生芳子委員の入室を促し、1 番から 31 番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1 番から 31 番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第 5 号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振編入）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（鈴木主事）農政課農政係の鈴木です。よろしくお願ひします。それでは、議案第 5 号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振編入）」について、ご説明させていただきます。農振編入は、農振除外とは反対に農地を農用地区域に入れる手続きとなります。議案書 15 ページをご覧ください。こちらの案件につきましては、農政課で現地調査を行いました。それでは、今回編入の申出のあった案件について説明いたします。番号 1 番、千渡、千渡地区圃場整備事業推進委員会の委員長申出の土地改良事業に伴う編入です。面積は 6 筆で 10,044 m<sup>2</sup>、案内図における申請地①は千渡地内●●から東に約 500m に位置しています。申請地②は千渡地内あづま保育園から北西に約 450m に位置しています。申請地③は千渡地内●●から東に約 550m に位置しています。県営基盤整備事業による区画整理を実施し、優良農地として確保することで、今後周辺農地と一体的な農業振興を図るために、当該申出地を農用地区域へ編入する必要があります。以上の理由から農振編入はやむを得ないと思われまふ。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振編入）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1 番、千渡では、千渡地区圃場整備事業推進委員会を立ち上げ、4 年前から圃場整備事業を進めています。水田が農用地区域に入っていないと圃場整備事業の対象外となってしまうということで、編入の申請となりました。承認をお願いします。

◎議長は議案第 5 号について意見を求めたが、意見はなかつたため、1 番について異存なしと決した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（鈴木主事）農政課農政係の鈴木です。よろしくお願ひします。それでは、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について、ご説明させていただきます。議案書16ページをご覧ください。こちらにおきましても、農政課ではすべての案件について現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では、本日午後に現地調査を行います。それでは、今回除外の申出のあった案件について説明いたします。番号1番、玉田町、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は玉田町地内鹿嶋神社から北東に約200mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、土地所有者の●●さんは●●さんの父にあたります。●●さんは現在、妻と子どもと借家住まいをしており、子どものことを考えると現在の借家が手狭になります。また、実家には長女夫婦が暮らしているため、同居するには同じく手狭になることから、父の所有地でかつ都市計画法上建築可能な当該申出地を選定しました。面積は1筆で467㎡、北側を畑、西・南側を宅地、東側を田に接しています。続いて番号2番、千渡、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は千渡地内あづま保育園から南東に約400mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、土地所有者の●●さんは父にあたります。●●さんは現在、市外で夫と借家住まいをしており、共働きであることから、将来子どもが生まれた際に両親と協力して面倒を見ることができる、当該申出地を選定しました。面積は1筆で499㎡、北・東・南側を田、西側を宅地に接しています。続いて番号3番、西沢町、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は千渡地内なんま保育園から東に約70mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、土地所有者の●●さんは●●さんの父にあたります。●●さんは現在、妻と子どもと借家住まいをしており、子どものことを考えると現在の借家が手狭になることや、将来の両親の介護を考慮して、実家に近接した当該申出地を選定しました。面積は1筆で334㎡、北・東側を畑、西側を雑種地、南側を宅地に接しています。続いて番号4番、池ノ森、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は池ノ森地内鹿沼市立池ノ森小学校から南西に約650mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、土地所有者の●●さんは、●●さんの父にあたります。●●さんは現在、夫と子どもと借家住まいをしており、子どもの面倒を実家の両親に見てもらえることも考慮し、実家に近接した当該申出地を選定しました。面積は1筆で499㎡、北・西・南側を畑、東側を宅地に接しています。続いて番号5番、茂呂、●●さん申出の駐車場敷地です。場所は茂呂地内●●の西隣に位置しています。利用予定者は●●で、現在、本社敷地内に駐車することができない運送用の貨物自動車を、南上野町にある社宅敷地内に、社員用の車と併せて駐車しています。分散してしまっている貨物自動車の管理を適切に行う必要があるため、本社隣接地に貨物自動車を集約し、事業の効率化・安全性向上を図る目的で当該申出地を選定しました。令和2年11月25日の総会資料にも当該案件を載せておりましたが、駐車場が既存の会社敷地と一体利用になってしまう場合、開発の許可が降りないことが後日判明しました。そこで、申請を一度取り下げ、駐車場の出入り口を北側にのみ設置し、会社敷地からは出入りできないよう、土地利用計画を改めたうえでの再申請となっております。面積は1筆で2,813㎡、

北側を畑、西・南側を畑・山林、東側を宅地に接しています。いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われま。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、玉田町の件は、農地所有者の息子である●●さんが家を建てるための申請です。問題ありませんので、承認をお願いします。2番、千渡の件は、●●さんの次女の家を建てるための申請です。こちらも問題ありませんので、承認をお願いします。

◎奈良茂男委員 3番、西沢町、一般住宅建設のための農振除外です。近年、この地域は住宅建築が進んでおり、周囲の状況からも問題ありませんので、承認をお願いします。

◎江俣伸一委員 4番、池ノ森の●●さんの除外の件は、事務局の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎奈良部繁雄委員 5番、茂呂の●●の駐車場のための農振除外は、現地を見てきましたが、事務局の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は議案第6号について意見を求めたが、意見はなかったため、1番から5番について異存なしと決した。

◎議長は、議案第7号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（鈴木主事）農政課農政係の鈴木です。よろしくお願いたします。それでは、議案第7号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)」について、ご説明させていただきます。議案書17ページをご覧ください。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番、野尻、●●さん申出のポンプ小屋・糠置場・堆肥置場です。面積は1筆で187㎡、場所は酒野谷地内出会の森福祉センターから西に約350mに位置し、北・西・東・南側を田に接しています。申請地は農用地に囲まれておりますが、申出者の農業経営に必要な不可欠であり、緊急性があることや、代替地がないことを考慮し、当該申出を受付けました。利用予定者は●●さん本人で、●●さんはイチゴ農家ですが、先月まで使用していた井戸及び堆肥場を含む土地を売却することになり、新たに井戸を掘る必要があることから、申請地に、ポンプ小屋等を建設する計画となっております。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われま。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について、農政課からの説明を終わらせ

ていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎荻原俊彦委員 1番、野尻の件は、主にポンプ小屋のための申請となります。●●さんはイチゴ農家で、しっかり農業をやっていますので、承認をお願いします。

◎議長は議案第7号について意見を求めたが、意見はなかったため、1番について異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時10分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和3年3月24日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---